

社会福祉法人中野区福祉サービス事業団
役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中野区福祉サービス事業団（以下「事業団」という。）の定款第9条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員

理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 常勤の理事

理事のうち、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤の役員

役員のうち、常勤の理事以外の理事と監事をいう。

(4) 報酬等

報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(5) 費用

職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、役員等のうち事業団の職員を兼務し、職員給与が支給されている者及び中野区職員に対しては、報酬等は支給しない。

(1) 常勤の理事報酬

(2) 非常勤の役員報酬

(3) 評議員報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、一人当たり月額300,000円を超えない範囲内で、理事会において決定する。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

4 役員に対して支給する報酬の各年度の総額は別表第3に定める額を超えないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等は月額とし、支給日、支給方法等支給に関する詳細は、

社会福祉法人中野区福祉サービス事業団職員給与等に関する規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

- 2 非常勤の役員等が理事会又は評議員会の出席や事業団の運営のための業務に当たった場合に対する報酬の支払いは、月の締め切りを20日とし当月の末に、指定された金融機関口座に振り込むこととする。ただし、当月末が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の金融機関営業日に振り込むこととする。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める社会福祉法人中野区福祉サービス事業団旅費規程に準じて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 常勤理事には、通勤に要する交通費として毎月の勤務実績に応じて通勤手当を支給することとし、支給は翌月の報酬等の支給日とする。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月に在職した日数をその月の日数で除した割合を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 (平成29年7月27日評議員会承認)

この規程は、平成29年最初に招集された定時評議員会(平成29年6月22日開催)の終結の時から適用する。

附 則 (平成31年6月25日評議員会承認)

この規程は、平成31年4月1日から適用する。

別表第1（第4条第2項関連）

(1) 理事

	報 酬	
理事会への出席	1回	12,000円
評議員会への出席	1回	10,000円
上記の他、法人・施設業務等のための出勤	1回	30,000円

※いずれも費用弁償2,000円を含む。

(2) 監事

	報 酬	
監事監査	日額	30,000円
理事会への出席	1回	12,000円
評議員会への出席	1回	10,000円
上記の他、法人・施設業務等のための出勤	1回	30,000円

※いずれも費用弁償2,000円を含む。

別表第2（第4条第3項関連）

	報 酬	
評議員会への出席	1回	10,000円

※費用弁償2,000円を含む。

別表第3（第4条第4項関連）

	年間総額（合計）
理事	8,000,000円
監事	600,000円